

平成31年度 第1回阿見町農業委員会会議録

1. 日 時：平成31年4月10日（水）午後3時

2. 場 所：阿見町役場 4階 全員協議会議室

3. 出席委員：農業委員10名

農地利用最適化推進委員10名

1番 藤 平 清 子 君
2番 小 泉 治 久 君
3番 柳 生 利 幸 君
4番 浅 野 敬 司 君
5番 吉 田 和 嗣 君
6番 島 田 辰 男 君
7番 長 谷 川 義 洋 君
8番 横 張 清 彦 君
9番 青 山 和 泉 君
10番 山 崎 久 司 君

1番 渡 邊 通 君
2番 吉 田 一 男 君
3番 山 崎 明 君
4番 小見川 清 君
5番 小 松 崎 秀 昭 君
6番 福 岡 み つ 子 君
7番 諏 訪 原 早 苗 君
8番 野 口 裕 司 君
9番 栗 山 繁 君
10番 大 塚 康 夫 君

4. 欠席委員：なし

5. 議事日程：第1 議事録署名委員の指名

第2

議案第1号 農地法第3条の規定による権利の設定、移転の許可について

議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請に対する進達意見の決定について

議案第3号 農業経営基盤強化促進法に基づく利用権の設定について

議案第4号 農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請に対する進達意見の決定について

報告第1号 農地法第4条の規定による市街化区域内の農地転用届出に対する決定について

報告第2号 農地法第5条の規定による市街化区域内の農地転用届出に対する決定について

報告第3号 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について

報告第4号 制限除外の農地の移動届に対する決定について

その他

6. 農業委員会事務局

農業委員会事務局長 吉田 恭久 君

農業委員会事務局 久保田義和 君

農業委員会事務局 関山 学 君

7. 会議の概要

午後3時 開会

事務局は、定刻に達したので開会を宣する。

阿見町農業委員会会議規則第4条の規定により会長が議長になる。

議長： 本日の出席委員は20名で総会成立を宣し、議事録署名委員について議長指名でよろしいか諮ったところ全員異議なしにより、1番藤平清子委員・2番小泉治久委員の両名を指名した。続いて議事に入る。

＜議案第1号 農地法第3条の規定による権利の設定、移転の許可について＞

議長： 議案第1号 農地法第3条の規定による権利の設定、移転の許可についてを議題と致します。

整理番号3番が、農業委員9番青山和泉委員に関連しますので、退室をお願いします。

事務局説明をお願いします。

事務局： 議案第1号 農地法第3条の規定による権利の設定、移転の許可について

整理番号1番、申請日3月25日、申請地阿見町大字〇〇、地目は田、2筆、畑、1筆、面積合計が17aです。譲受人の理由としては、農業経営規模拡大の為にございます。譲渡人の理由としては、農業経営規模縮小の為にございます。

整理番号2番、申請日3月25日、申請地阿見町大字〇〇、地目は畑、1筆、面積が5aです。譲受人の理由としては、農業経営規模拡大の為にございます。譲渡人の理由としては、農業経営規模縮小の為にございます。

整理番号3番、申請日3月25日、申請地阿見町大字〇〇、地目は田、4筆、畑、3筆、面積合計が35aです。譲受人の理由としては、譲渡人の要望による為にございます。譲渡人の理由としては、離農する為にございます。

整理番号4番、申請日3月25日、申請地阿見町大字〇〇、地目は畑、1筆、面積が13aです。譲受人の理由としては、農業経営規模拡大の為にございます。譲渡人の理由としては、離農する為にございます。

議長： 説明は以上です。続いて調査員の報告をお願いします。整理番号1番を3番柳生利幸委員、整理番号2番を4番浅野敬司委員、整理番号3番を5番吉田和嗣委員、整理番号4番を6番島田辰男委員、お願いいたします。

3番： 整理番号1番について報告します。現地調査の結果、事務局の説明どおりであります。申請農地は、譲受人が農業経営規模拡大のため、売買契約により取得するものであります。〇〇については、管理休耕中であり、その他の農地は耕作されております。農作業に従事する家族の状況からみて、申請地を含め、農地を効率的に利用できるものと見込まれます。よって、本申請については、許可相当と判断いたします。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

4番： 整理番号2番について報告します。現地調査の結果、事務局の説明どおりであります。申請農地は、譲受人が農業経営規模拡大のため、売買契約により取得するものであります。現地は、現在耕作中の農地であり、適正に管理されておりました。境界についても問題ないと思われまふ。譲受人が、本申請地を取得後、適正に耕作するものと見込まれますので、本申請については許可相当と判断いたします。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

5番： 整理番号3番について報告します。現地調査の結果、事務局の説明どおりであります。申請農地は、譲渡人が離農するため、その要望により売買契約にて取得するものであります。〇〇、〇〇、〇〇については、耕作中の農地であり、その他の農地は管理休耕中でありまふ。農作業に従事する家族の状況からみて、申請地を含め、農地を効率的に利用できるものと見込まれます。よって、本申請については、許可相当と判断いたします。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

6番： 整理番号4番について報告します。現地調査の結果、事務局の説明どおりであります。申請農地は、譲受人が農業経営規模拡大のため、売買契約により取得するものであります。現地は、現在耕作中の農地であり、適正に管理されておりました。譲受人が、本申請地を取得後、適正に耕作するものと見込まれますので、本申請については許可相当と判断いたします。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長： これで調査員の報告は終わりました。
これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

1 番： 整理番号 4 番、売買後、所有農地が残りますので、農業経営規模の縮小ではありませんか。

議長： 会長： 高齢で耕作できないという事で、今後、残りの農地も処分する予定があるそうです。

議長： 他、質疑はありませんか。

（「質疑なし」との声あり）

質疑なしと認めます。

これより議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による権利の設定、移転の許可について採決をいたします。

本案に賛成の農業委員は挙手をお願いします。

（全員挙手）

賛成多数と認めます。よって本案は、議案のとおり承認いたします。

（農業委員 9 番青山和泉委員入室）

＜議案第 2 号 農地法第 5 条の規定による許可申請に対する進達意見の決定について＞

議長： 続いて、議案第 2 号 農地法第 5 条の規定による許可申請に対する進達意見の決定についてを議題と致します。

事務局説明をお願いします。

事務局： 議案第 2 号 農地法第 5 条の規定による許可申請に対する進達意見の決定について

整理番号 1 番、申請日 3 月 25 日、申請地阿見町大字〇〇、地目は畑、1 筆、面積 44a です。転用理由は、競走馬トレーニングセンターとして賃借するためです。転用計画は、競走馬トレーニング施設です。工事期間は平成 31 年 6 月 1 日から平成 31 年 9 月 30 日までです。契約内容は賃貸借権（20 年）です。

整理番号 2 番、申請日 3 月 25 日、申請地阿見町大字〇〇、地目は畑、2 筆、面積合計 3a です。転用理由は、資材置場兼自社用駐車場として使用賃借するためです。転用計画は資材置場兼自社用駐車場です。工事期間は平成 31 年 4 月 15 日から平成 31 年 5 月 1 日までです。契約内容は使用賃借権（永年）です。

議長： 説明は以上です。続いて調査員の報告をお願いします。整理番号 1 番を 5 番吉田和嗣委員、2 番を 8 番横張清彦委員、お願いいたします。

5 番： 整理番号 1 番について報告します。現地調査の結果、事務局の説明どおりであります。申請地は、現在、栗畑として耕作中の農地であり、開発行為等の許認可についても、進めているところであります。土地利用の計画内容や、隣地境界についても問題ないと思われます。また、周辺農地について影響を懸念することもありますので、本申請については、許可相当と判断いたします。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

8 番： 整理番号 2 番について報告します。現地調査の結果、事務局の説明どおりであります。申請地は、現在、管理休耕中の農地でありました。農地の広がりもないことや、隣地境界についても問題ないと思われます。また、周辺農地への影響を懸念することもありますので、本申請については、許可相当と判断いたします。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長： これで調査員の報告は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

会長： 整理番号 1 番は、どのあたりに位置していますか。

事務局： 以前の〇〇〇〇の経営者が変わり、〇〇〇〇になっています。〇〇と〇〇が隣接している北の方角になります。面積が大きいので、町の合理化協議会の審査を通過し、現在、開発行為が進んでいます。申請理由の補足としまして、厩舎が不足し、189 頭のうち 40 頭を、〇〇〇〇に間借りしている状態です。

議長： 他、質疑ありませんか。

会長： 整理番号 2 番の転用計画の詳細はどうなっていますか。

事務局： 詳細は、建築資材の資材置場と、自社用駐車場として、貨物ライトバン2台、作業用トラック2台、社有者2台、来客用1台の7台分です。譲渡人は譲受人の兄であり、異なる所有者の境界には、70cmのフェンスが設置されます。

議長： 他、質疑はありませんか。
（「質疑なし」との声あり）
質疑なしと認めます。
これより議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請に対する進達意見の決定について採決をいたします。
本案に賛成の農業委員は挙手をお願いします。
（全員挙手）
賛成多数と認めます。よって本案は、議案のとおり承認いたします。

＜議案第3号 農業経営基盤強化促進法に基づく利用権の設定について＞

議長： 続いて、議案第3号 農業経営基盤強化促進法に基づく利用権の設定についてを議題と致します。

整理番号25番が、農業委員3番柳生利幸委員に関連しますので、退室をお願いします。

事務局説明をお願いします。

事務局： 議案第3号 農業経営基盤強化促進法に基づく利用権の設定について

整理番号1番、申請地、阿見町〇〇、地目は田、4筆、面積合計が31a、権利は賃貸借の利用権でございます。利用権の内容は水稻で、1年の再設定です。

整理番号2番、申請地、阿見町〇〇、地目は田、1筆、面積が44a、権利は賃貸借の利用権でございます。利用権の内容はレンコンで、5年の新規設定です。

整理番号3番、申請地、阿見町〇〇、地目は畑、1筆、面積が26a、権利は使用貸借の利用権でございます。利用権の内容は普通畑で、5年の新規設定です。

整理番号4番、申請地、阿見町〇〇、地目は田、3筆、面積合計が69a、権利は賃貸借の利用権でございます。利用権の内容は水稻で、5年の再設定です。

整理番号5番、申請地、阿見町〇〇、地目は田、1筆、面積が13a、権利は賃貸借の利用権でございます。利用権の内容はレンコンで、3年の再設定です。

整理番号6番、申請地、阿見町〇〇、地目は田、1筆、面積が20a、権利は賃貸借の利用権でございます。利用権の内容は水稻で、4年の新規設定です。

整理番号7番、申請地、阿見町〇〇、地目は田、1筆、面積が35a、権利は賃貸借の利用権でございます。利用権の内容は水稻で、4年の新規設定です。

整理番号8番、申請地、阿見町〇〇、地目は田、1筆、面積が20a、権利は賃貸借の利用権でございます。利用権の内容は水稻で、4年の新規設定です。

整理番号9番、申請地、阿見町〇〇、地目は田、1筆、面積が40a、権利は賃貸借の利用権でございます。利用権の内容は水稻で、9年の再設定です。

整理番号10番、申請地、阿見町〇〇、地目は畑、1筆、面積が21a、権利は使用貸借の利用権でございます。利用権の内容は蕎麦で、10年の再設定です。

整理番号11番、申請地、阿見町〇〇、地目は畑、1筆、面積114aの内20a、権利は使用貸借の利用権でございます。利用権の内容は蕎麦で、4年の新規設定です。

整理番号12番、申請地、阿見町〇〇、地目は畑、1筆、面積が75aの内55a権利は使用貸借の利用権でございます。利用権の内容は蕎麦で、4年の新規設定です。

整理番号13番、申請地、阿見町〇〇、地目は畑、1筆、面積21a、権利は使用貸借の利用権でございます。利用権の内容は蕎麦で、3年の再設定です。

整理番号14番、申請地、阿見町〇〇、地目は畑、1筆、面積が15a、権利は使用貸借の利用権でございます。利用権の内容は蕎麦で、10年の再設定です。

整理番号15番、申請地、阿見町〇〇、地目は畑、1筆、面積が22a、権利は使用

貸借の利用権でございます。利用権の内容は蕎麦で、5年の新規設定です。

整理番号16番、申請地、阿見町〇〇、地目は畑、1筆、面積が13a、権利は賃貸借の利用権でございます。利用権の内容は普通畑で、1年の新規設定です。

整理番号17番、申請地、阿見町〇〇、地目は畑、2筆、面積合計が26a、権利は賃貸借の利用権でございます。利用権の内容は普通畑で、5年の新規設定です。

整理番号18番、申請地、阿見町〇〇、地目は畑、2筆、面積合計が32a、権利は賃貸借の利用権でございます。利用権の内容は普通畑で、5年の新規設定です。

整理番号19番、申請地、阿見町〇〇、地目は畑、1筆、面積が20a、権利は賃貸借の利用権でございます。利用権の内容は普通畑で、5年の新規設定です。

整理番号20番、申請地、阿見町〇〇、地目は畑、1筆、面積が24a、権利は賃貸借の利用権でございます。利用権の内容は普通畑で、1年の新規設定です。

整理番号21番、申請地、阿見町〇〇、地目は畑、1筆、面積が28a、権利は賃貸借の利用権でございます。利用権の内容は普通畑で、5年の再設定です。

整理番号22番、申請地、阿見町〇〇、地目は畑、2筆、面積合計が5a、権利は賃貸借の利用権でございます。利用権の内容は花木で、5年の新規設定です。

整理番号23番、申請地、阿見町〇〇、地目は畑、2筆、面積合計が18a、権利は賃貸借の利用権でございます。利用権の内容は花木で、5年の新規設定です。

整理番号24番、申請地、阿見町〇〇、地目は畑、1筆、面積が6a、権利は賃貸借の利用権でございます。利用権の内容は花木で、5年の新規設定です。

整理番号25番、申請地、阿見町〇〇、地目は田、1筆、面積が10a、権利は賃貸借の利用権でございます。利用権の内容はレンコンで、5年の新規設定です。

議長：説明は以上です。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。
8番：整理番号10番から14番、〇〇地内で、合計すると広い面積なので、中間管理機構を使う方法も考えられるのではないのでしょうか。

事務局：境界が確定できれば、契約は可能です。中間管理は、国も推進していますので、条件が整いしだい、契約更新の際にきりかえていく考えがあるようです。

議長：他、質疑はありませんか。
（「質疑なし」との声あり）
質疑なしと認めます。
これより議案第3号 農業経営基盤強化促進法に基づく利用権の設定について採決をいたします。
本案に賛成の農業委員は挙手をお願いします。
（全員挙手）
賛成多数と認めます。よって本案は、議案のとおり承認いたします。
（農業委員3番柳生利幸委員入室）

<議案第4号 農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請に対する

進達意見の決定について>

議長：続いて、議案第4号 農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請に対する進達意見の決定についてを議題と致します。
事務局説明をお願いします。

事務局：議案第4号 農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請に対する進達意見の決定について

整理番号1番、申請日3月25日、申請地阿見町大字〇〇、地目は畑、1筆、面積が5aです。平成30年12月28日付（南農企指令第22号）許可されていますが、住宅メーカー変更のため、転用時期（工事着工、工事完了）が遅延し、建築面積が変わり、現在にいたっております。

議長：説明は以上です。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「質疑なし」との声あり）

質疑なしと認めます。

これより議案第４号 農地法第５条の規定による許可後の事業計画変更申請に対する進達意見の決定について採決をいたします。

本案に賛成の農業委員は挙手をお願いします。

（全員挙手）

賛成多数と認めます。よって本案は、議案のとおり承認いたします。

<報告事項>

議 長： これより報告事項に入ります。事務局をお願いします。

事 務 局： 報告事項

- １、農地法第４条の規定による市街化区域内の農地転用届出に対する決定について
- ２、農地法第５条の規定による市街化区域内の農地転用届出に対する決定について
- ３、農地法第１８条第６項の規定による通知書の受理について
- ４、制限除外の農地の移動届に対する決定について

事務処理規定第６条に基づき専決処分したので次のとおり報告する。

平成３１年４月１０日 阿見町農業委員会 事務局長 吉田 恭久

事 務 局： 報告第１号農地法第４条の規定による市街化区域内の農地転用届出に対する決定について、案件は１件です。

内容については、記載のとおりです。添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により、書類を受理しました。

議 長： 報告第１号については以上です。

これより質疑を求めます。質疑はありませんか。

特に発言がないようなので、以上で報告第１号を終わります。

事 務 局： 続きまして、報告第２号農地法第５条の規定による市街化区域内の農地転用届出に対する決定について、案件は１６件です。

内容については、記載のとおりです。添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により、書類を受理しました。

議 長： 報告第２号については以上です。

これより質疑を求めます。質疑はありませんか。

特に発言がないようなので、以上で報告第２号を終わります。

事 務 局： 続きまして、報告第３号農地法第１８条第６項の規定による通知書の受理について、案件は２件です。

内容については、記載のとおりです。添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により、書類を受理しました。

議 長： 報告第３号については以上です。

これより質疑を求めます。質疑はありませんか。

特に発言がないようなので、以上で報告第３号を終わります。

事 務 局： 続きまして、報告第４号制限除外の農地の移動届に対する決定について、案件は１件です。

内容については、記載のとおりです。添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により、書類を受理しました。

議 長： 報告第４号については以上です。

これより質疑を求めます。質疑はありませんか。

特に発言がないようなので、以上で報告第４号を終わります。

<その他>

議 長： 以上で本日の議案をすべて終了いたしました。次にその他に入ります。事務局お願いします。

事 務 局： その他（事務連絡）

① 活動報告

○ 3月18日（月）じゃがいも作付

○ 4月 8日（月）農業委員会だより 行政区回覧

② 今後の予定

○ 4月19日（金）サンクラブ総会

○ 4月25日（木）里芋種芋植付

③ 現地調査及び総会の予定

○ 5月現地調査 5月 9日（木）当番農委 3番柳生利幸委員

当番農委 4番浅野敬司委員

○ 5月定例総会 5月10日（金）午後3時から

議 長： 以上で本日の議案はすべて終了いたしました。その他、質疑・意見等ございませんか。ないようですので、本日の総会はこれで閉会します。ご苦労様でした。

午後 4時20分 閉会

議 長 _____ 印

議事録署名委員 _____ 印

議事録署名委員 _____ 印